

広告

○誇大広告等〈法第66条〉

①何人も医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に対して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。

②医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれのある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

③何人も医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品に関して墮胎を暗示し、又はわいせつにわたる文書または図画を用いてはならない。

化粧品等の適正広告ガイドラインより

カテゴリー	認められる表現	認められない表現
薬用化粧品の美白表現	<ul style="list-style-type: none"> ・メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒い肌も徐々に白くするホワイトニング効果。 ・できてしまったシミ、ソバカスの美白に。
エイジングケア表現	<ul style="list-style-type: none"> ・年を重ねた肌にうるおいを与えるエイジングケア。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あきらめないで下さい。エイジングケアで若さは再び戻ります。 ・肌の老化を防ぐエイジングケア。 ・シワを直す、シワを取り去るエイジングケア。
毛髪の補修表現	<ul style="list-style-type: none"> ・髪を補修して髪の質感をととのえる。 ・枝毛、裂毛、パサつきなどの傷んだ髪を補修。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毛髪補修成分が傷んだ髪を再生。 ・健康な髪が甦ります。
使用体験談の表現	<ul style="list-style-type: none"> ・使用方法が簡単なので不器用な私の味方。 ・しっとりした使い心地が私の好みに合っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・肌が明るくなったのでビックリしました(スキンケア化粧品)。 ・こんなにハリがでるなんて・・まさにパーフェクトですね。